建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（1/2）

環境省

業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、従来の建材よりも製造時等に発生する温室効果ガスが少ない建材（低炭素型建材）の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業（補助率：1/4～2/3、上限：10億円（５年間））

低炭素型建材の導入等を行う新築ZEBについて、高効率設備や低炭素型建材の導入等を支援する。

◆補助要件　：ZEB Ready （事務所等以外についてはZEB基準の水準の省エネ性能（※１））を達成すること、エネルギー管理体制を整備すること、再エネ設備を導入すること、ライフサイクルカーボンを算定すること、低炭素型の建材を導入すること　等

◆補助対象経費：設備費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※６等のうち、一定の基準を満たしたもの）・建材費（一定の基準を満たした低炭素型の鉄・コンクリート・木材等）・工事費　等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（補助率：1/3、1/2、上限：10億円（5年間））

既存建築物について、外皮の高断熱化及び高効率設備の導入等を支援する。

◆補助要件　：ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと　等

◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※６等のうち、一定の基準を満たしたもの）及び設計費（省エネ化に資するもの）　等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：100万円）

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態：①②③間接補助事業

■補助対象 ：地方公共団体 、民間事業者、団体等

■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ等

＜①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業＞※2

延べ床面積	補助率（設備）		補助率（建材）
	事務所等以外※3	事務所等※4	
2,000㎡未満	1/3	1/3	掛かり増し費用の 1/2（GX率先実行宣言を行う場合は2/3）
2,000㎡以上		1/4	

＜②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業＞

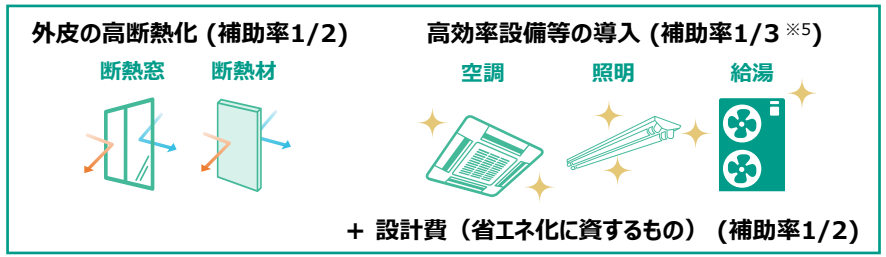

※1　ZEB基準の水準の省エネ性能については、「事務所等」は現行の省エネ基準値から40%削減（BEI=0.6）、「事務所等以外」は現行の省エネ基準値から30%削減（BEI=0.7）とする。 なお、「事務所等」は、事務所、官公署、学校等の用途を、「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 ①については、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※3 ①において、延べ面積10,000㎡以上の「事務所等以外」については、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物のみを対象とし、ZEB Oriented 以上の省エネ性能の建築物については対象外。

※4 ①において、「事務所等」については、ZEBの設計に初めて関わるZEBプランナーが関与する場合、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物についても対象とする。

※5　②において、特に高い省エネ性能が期待される等の一部設備（トップ性能枠）については補助率を1/2とする。

※6　太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341